AmiVoice 配筋 TORUZO サービス(β版)試用規約

(本試用規約の適用)

第1条 本試用規約は、株式会社アドバンスト・メディア(以下「当社」といいます)が提供する「AmiVoice 配筋 TORUZO サービス (β版)」の試用に関する提供条件を定めるものです。

(用語の定義)

- 第2条 本試用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
- 「本サービス」とは、配筋検査、配筋写真管理を行う「AmiVoice 配筋 TORUZO」サービス(β版)をいいます。本サービスはβ版の提供になりますので、本サービスを利用する契約者又は利用者(以下「契約者等」といいます)から本サービスの使用感、問題点、改善点等(以下「ご提案」といいます)に関する意見を提供していただくことが本サービス利用の前提になります。契約者等はご提案に関して当社からの問い合わせに対して誠実に対応していただきます。また、契約者等からいただいたご提案に関する知的財産権は当社に帰属するものとし、またご提案を当社が採用するか否かについては当社が任意に判断することができるものとします。
- 「本アプリ」とは、本サービスを実現するための端末用アプリケーションプログラムをいい、データを入力し、本サービス用サーバー(以下「本サーバー」といいます)にアップロードするタブレット用アプリとサーバーに蓄積されたデータをダウンロードし、編集し、出力するPC 用アプリからなります。
- 「端末」とは、本アプリがインストールされた端末をいい、検査データを入力するタブレット、 及び帳票を出力する PC をいいます。
- 「契約者」とは、本サービスの利用を申し込み当社がその申し込みを承認した法人又はその他の 団体をいいます。
- 「利用者」とは、契約者が承認した本サービスを実際に利用する者をいいます。但し、利用者が本サービスを利用できる対象は、契約者が建築する物件、又は業として配筋検査、配筋写真管理及び仕上げ検査を行う物件に限るものとします。
- 「試用契約」とは、契約者と当社との間で成立する本サービスに関する契約をいいます。

(契約成立)

- 第3条 試用契約は、本サービスの利用希望者が本試用規約に同意したうえで申し込みを行い、 当該申し込みを当社が承認した時点で成立するものとします。
- 2 試用契約は契約者の建設現場単位での申し込み(以下「申込現場」といいます)となります。

(利用期間)

第 4 条 本サービスの利用期間は、試用契約で定めた申込現場における配筋作業終了までとします。本サービス申込書に申込現場における配筋作業終了予定時期を記入していただきます。 配筋作業終了予定が大幅に遅延することが予想される場合、契約者は事前に当社に通知する ものとします。

(解約)

第5条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく試用契約の全部又は一部を解約できるものとします。

- (1) 破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 契約者が試用契約に違反し、催告後相当期間内に当該違反を是正しない場合
- 3 前項の解約は当社から契約者への損害賠償請求権を妨げないものとします。

(ID/PW 管理)

- 第6条 当社は、試用契約成立後、本サービスを利用するためのID/PWを契約者に通知します。
- 2 契約者は本サービスを利用する際、前項のID/PWを使用して、別途当社が定める手続を実施するものとします。
- 3 契約者は、自己のID/PWを利用者以外に使用させず、第三者と共有せず、あるいは第三者に使用許諾しないとともに、自己のID/PWの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
- 4 当社は、契約者のID/PWの使用状況に異常があると判断したときは、契約者の事前の承諾を得ることなく、契約者に付与したID/PWの使用を停止することができるものとします。

(サポートサービス)

第 7 条 契約者は、本サービスの使用方法に関して又は本アプリに不具合がある場合には、当社指定の電話又はメールアドレス宛に問合せを行うことができるものとします。なお、当社によるサポートサービス受付・対応時間は、平日(当社指定休日を除きます)の午前10時から午後5時までの間に限るものとします。

(データ容量)

- 第8条 本サービスのデータ容量は、30GB とします。
- 2 契約者の保管データが消去し、毀損し、改竄された場合、当社はかかる消去、毀損、改竄に 関連していかなる責任も負いません。契約者データのバックアップは契約者の責任で行うも のとします。
- 3 試用契約が終了した場合、契約者が本サービスを利用して本サーバーに保管されていた契約 者データは全て消去されます。

(一時的な中断)

- 第9条 当社は、次の事象が発生した場合、本サービスの提供を中断することができるものとし、 適宜、適切な方法(本サービスサイトでの掲載を含みます)で契約者へ通知又は報告を行う ものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備の故障対応を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 当社は、前項に定める他、本サービスの提供に必要な設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 当社は、前二項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより、契約者に生じる不便、不都合、損失、損害に関して責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

- 第10条 当社は、当社の任意で、いつにても本サービスを廃止することができるものとします。
- 2 前項に定める本サービスの廃止に関連して契約者が被る不便、不都合、損失、損害に関して

当社はいかなる責任も負いません。

(本アプリの使用許諾)

- 第11条 当社は契約者に対し、本アプリを次の条件で使用する権利を許諾するものとします。
 - (1) 契約者の端末上、又は当社が事前に承認した端末上で使用する非独占、非譲渡の権利。
 - (2) 契約者は、利用者以外のものに本アプリを使用させることはできません。
- 2 その理由を問わず、試用契約が終了した場合、契約者は、利用者の端末から本アプリを全て 削除するものとします。

(使用権の制限)

- 第12条 契約者は、次の形態で本アプリを使用することはできません。
 - (1) 本アプリの使用権を譲渡、貸与、その他の方法により第三者に移転し又は再許諾すること。
 - (2) 本アプリを複製、複写し、また修正、追加等の改変を行うこと。
 - (3) 本アプリのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他これに 類する分析・解析行為を行うこと。

(料金)

第13条 本サービス利用料は、2024年3月末まで無償とします。

(品質の向上)

第 14 条 契約者が本サービスを利用するためにアップロードする音声データ、及び構造図等の図面を、当社は、当社製品及びサービスの研究開発、並びに品質向上のために利用することができるものとします。ただし、契約者及びデータの内容が特定できる形態で使用することはありません。

(禁止行為)

- 第 15 条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本サービスに関する情報を改竄する行為
 - (2) 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (4) 本サービス又は本アプリを指定した端末以外で利用する行為
 - (5) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (6) 第三者又は当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (7) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
 - (8) その他当社が不適切であると判断する行為

(責任)

- 第 16 条 当社は、本サービスが中断することなく稼働すること、特定目的に適合すること、本サービスにかかる音声認識に誤変換が存在しないこと等を保証するものではなく、契約者は、自己の責任及び判断において本サービスを利用するものとします。
- 2 当社は、法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの契約者による利用あるいは利用不

能から派生して生じるいかなる損害に関しても、契約者に対し一切責任を負わないものとします。

- 3 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、若しくは契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。
- 4 システム障害、設備障害その他その原因の如何に拘らず、本サーバーに蓄積された契約者の データの消滅、消去に関連して契約者に生じる損失、損害、不便、不都合に関して当社はい かなる責任も負わないものとします。本サーバーに蓄積されたデータのバックアップは、契 約者が契約者の責任で行うものとします。

(損害賠償)

第 17 条 契約者は、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。

(本試用規約の変更)

第 18 条 当社は、本試用規約を随時変更することがあります、なお、この場合には、本サービスの利用条件その他試用契約の内容は、変更後の本試用規約を適用するものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第 19 条 契約者は、試用契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない ものとします。

(準拠法)

第20条 試用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(裁判管轄)

第21条 試用契約に関連して契約者と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。/以上

制定: 2022年12月19日